

2006年8月31日 No.84

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋5-17-7 小林ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

中小・非正規労働者の生活防衛・権利確立 に向け、全国協第16回大会を成功させよう！

9月9日～10日、全国一般全国協議会第16回定期全国大会が開催されます。全国協のこの一年の闘いを総括し、中小労働運動のさらなる発展と、全国協組織の大きな飛躍に向けた議論を作り出したいと考えています。職場から意見を持ち寄り活発な議論によって全国協の闘う方針を確立したいと思えます。

第16回大会は大きく分けて三つの闘いに挑戦しなければなりません。第1に中小非正規労働者の生活を防衛すること、第2に戦争・改憲攻撃と闘うこと、第3に全国協組織の発展とさらに中小労働運動の全国結集を進めることです。

9月9日～10日、全国一般全国協議会第16回定期全国大会が開催されます。全国協のこの一年の闘いを総括し、中小労働運動のさらなる発展と、全国協組織の大きな飛躍に向けた議論を作り出したいと考えています。職場から意見を持ち寄り活発な議論によって全国協の闘う方針を確立したいと思えます。

第1の課題ですが、中小非正規労働者の生活は小泉構造改革の下で大変苦しく、厳しい状態に追いやられてきました。非正規雇用労働者が全雇用労働者の1/3

を超え、年収200万円以下の労働者が増えてさらに拡大しています。そして様々な働く上で守られなければならない権利も確実に空洞化してきました。そして今、労働者保護を中心とした労働法制の根本的改悪が進められようとしています。それが、労働契約法制であり、日本版ホワイトカラーエグゼンプションといわれる攻撃です。労働契約を単なる民事的契約関係に置き換え（使用者の意のままの条件に）、また時間外労働を野放しにして時間外割増賃金も払わなくて良いことにしようと言う政策です。

この労働法制改悪を政府・財界は、なんとしても07年度には成立させたいと目論んでいます。これを阻止する闘いはこの一年の攻防によって左右されることになりす。中小・非正規労働者の生活を守る闘いと労働法制改悪反対の闘いが直接結びついて闘われる必要があります。

第2に、日本を「戦争できる国」へ作り替えるための最終仕上げとして戦争放棄の9条をなくし、いつでも戦争できるための憲法改悪攻撃との闘いです。憲法改悪のための手続きを決める国民投票法案は今年通常国会で継続審議になったものの、この秋の臨時国会から再び審議されようとしています。日本を「戦争できる国」へと転換しようとする攻撃は、教育基本法の改悪や、自衛隊の海外派兵をいつでも容易にできるための自衛隊法改悪、防衛庁の「省」昇格法案、共謀罪新設など一連の法案がまとめてになって襲いかかってきます。この一年、私たちは連日、国会前や、各地での集会・デモに取り組みしてきましたが、さらに平和を

守るための闘いを市民団体の人々との連携をいっそう強めて拡大することが求められています。

三点目は全国協の強固な組織建設と中小労働運動の全国結集の闘いです。昨年、15回大会で東京労組と東京東部労組の仲間が新たに全国協に参加し、組織人員1万人を超える中小労働者の組織となりました。また、全港湾、全日建連帯労組との三産産の共同行動も強めてきました。中小政策ネットの一員としても頑張ってきました。

しかし、中小労働者の生活は日々厳しさを増し、また労働組合への結集も充分

はかられていません。私たちの仲間が開設している相談窓口で寄せられる労働者の悲痛な叫びをしっかりと受け止め、労働者の未来を明るくものとしていくために、私たちの現状の闘いは決定的に足りません。また、全国協は1万人の組織としての力を十分発揮できていません。何が足りないのか、真剣な議論が求められています。

第16回大会はこれらの課題に正面から向かい合い、議論し、闘う方針を確立したいと考えます。全ての組合員の仲間が大会に集中し、大成功するようお願いいたします。

第16回定期大会

◎日時 2006年9月9日(土)

10日(日)

◎場所 東京カメリアプラザ

住民投票勝利をバネに、岩国基地撤去を めざし闘いつづける

連帯労組やまべちでは、これまで継続的に岩国基地撤去を訴えてきた。直接岩国基地前で基地NOを訴え、同じく基地に反対する各地の運動との連携を深めてきた。労働環境の基礎である生活を直接破壊する軍事基地なんかイライナイと、ずっと思っていたが、それは、岩国市民も同じだったようだ。

2005年夏、米軍再編計画が明らかになると、14万人の内、6万人分の反対署名が次々と提出された。議会でも相次いで反対議案が可決され、国や県の圧力で足並みを乱されたものの、その後も基地拡張についてNOの声を発しつつあった。その中でも、住民の直接の声を示した3月12日の住民投票の日、今でも忘れられない。労働組合では、2月初旬から投票までの1月の間、投票を呼びかける地域へのピラ入れや、街頭で

の訴えをした。投票当日には、投票所に行く事が困難な人のために投票所までの送り迎えも買っていた。投票率は過半数を超え、投票者の90%以上が基地へNO

をつきつけた。しかし、基地NOの声をあげる地元に対し、国は「民間空港」「給食費・医療費0円」といった懐柔策をちらつかせ、今でも圧力をかけ続けている



連帯労組山口

る。県はといえば、市民の希望を掲げ上げるといふ本来の仕事をせず、地域振興と基地をセフトにし、地元の足並みを乱すことに専念

靴・バッグの老舗で、事業縮小・賃金未払いに 抗して労組結成!

東京・丸信バッグ工業支部

東京都中央区東日本橋一帯は、横山町問屋街につながる下町の古い商業・家内工業地区。その一角に丸信バッグ工業がある。創業昭和5年、戦後、戦災焦土の中に大阪から進出、学校靴を工業製品として製造販売を手がけ、一時は資本金1億円、毎年の配当も100%であったという。しかし中国

を失するなかで事業悪化に耐えてきた。その結果、一人500万円にも及ぶ未払い賃金が累積する事態となった。1年以上前から労働相談が東京南部に舞い込み、労組結成による未払い賃金確保がアドバイスされてきたが、遂に、今年5月30日、12名で労働組合結成に立ち上がった。この数ヶ月は、会社はすでに現状の事業を一気に縮小する計画で意図的な賃金未払いを続け、従業員の追い出しを図っていた。労働基準監督署からの指導にも馬耳東風、聞き直りを続けていた。6月20日には会社は全員解雇を強行、

の姿勢を正す申し入れを月に一回継続的に行なうようにもした。何度も何度も地元が発するNOの声を無視してきた国や県に、これ以上好き勝手にさせないよう、今後も基地に反対する日本各地の運動や韓国の平澤の基地反対運動と連携し、運動を発展させていきたい。

古くからの職人労働者である組合員は、経営者一族への近親さや高齢化と専門性の高さのため転職の機会

し続ける気のような。岩国の地元では、住民投票でつぎつけたNOを今後に活かすべく多くの市民の会が発足した。労働組合でも、岩国基地前での集会や、築城基地前でのアピールなどを行ない、住民投票で示された意思を現実のものにするべく活動を続けている。住民投票後、新たに、県

多額の未払い賃金を清算支給するためには、残された会社資産の処分が不可欠である。多くの抵当債権者、一般債権者が債権確保に動く中、困難な課題が山積しているが、第一歩として労働組合結成と団体交渉によって未払い賃金額の確認、支払い確約を勝ち取った。銀行など抵当債権者に対する対応策を中心に全組合員による職場確保が続いている。支援・激励・カンパなど皆さんの力添えを心からお願いいたします。(東京南部発)

労働契約法について面談申し入れ 西村京大教授（労働条件分科会長）に

ユニオンネットワーク京都

7月10日、13日の二度にわたりユニオンネットワーク京都の一員として、労働契約法制定にむけた論議をおこなっている労働政策審議会労働条件分科会長の西村健一郎京大教授にたいし面談申し入れ行動をおこないました。

両日とも申し入れ行動は、西村教授の授業の日時を調べ、教室の外で授業が終了するのを待ち受けて、終了後、申し入書を渡すという



形でおこないました。西村教授の反応は両日とも、「困る」「個別にいわれても」など、断片的なことだけでした。唯一、内容的なことは、我々が労働契約法制で労働者がどのような困難に直面するの話を話したところ、「そういうふうに理解する立場もある」という反応だけでした。それでも13日には、5分だけでもという我々の要求に、一端は了解しましたが、面談の為

新東陸運闘争が勝利的 和解をかちとりました！

北九州合同

川崎汽船の孫会社である北九州の新東陸運での、償却制で働いていたトラック乗務員に対する労災による退職強要問題が、団交拒否を争っていた福岡県労働委員会の場で、7月7日勝利のな解決をしました。

償却制とは、乗務員にトラックの代金などを背負わせる違法な働き方ですが、新東陸運は、さらに労災で怪我をした労働者に「トラック代金」を請求し退職に追い込むということを昨年4月に行ないました。また、団交を当初は「暴力的」で

しをしていますから、当然私達、労働者と面談し、自らの見解をのべる社会的義務があると考えています。ユニオンネットワーク京都としては今秋にむけ、労働契約法制反対の共同アピール運動、京大での反対集会や申し入れ行動を取り組み、労働契約法制制定反対の大衆的な闘いを作り出していく予定です。

あると拒否し、それも通らなくなると「償却制乗務員は労働者ではない」と団交拒否を行い、組合の団交申し入れに対しては、要請行動・情宣行動禁止の仮処分弾圧をかけるという無茶苦茶な攻撃をかけてきたのです。

当該労働者Hさんを中心に、労働委員会闘争、反弾圧の裁判闘争、抗議行動という3つのたたかいを駆使し、虫けらのように償却制労働者を扱ったことを後悔させるところまで会社を追いつめ、勝利的な和解を勝ち取ることが出来ました。

組合つぶしの賃金カットは許さない！

全国一般東京東部労組平口工業所支部、社前抗議集会

全国一般東京東部労組平口工業所支部は、組合結成以来繰り返す約束を反故にし、開き直る会社に対しねばり強く交渉を繰り返してきました。大衆団交の中で「組合との約束は守る」「未払残業代は月々払う」と協定しても、すぐ「取り消す」と繰り返してきました。さらに、会社は「仕事の外注化」を理由に「今後時間外労働がなくなるので、7月分賃金より時間外手当は支払わない」と通告してきました。ここでの「時間外手当」は実時間外に対し払われるのではなく、宿直、待機手当として支払われてきたものであり、賃金の大きな部分を占めており、これをカットするということは生活を破壊するものです。また、「外注化」＝「丸投げ」についても、水道局との契約上、やってはならないことで、これは会社の存立を脅かすものです。

「悪いのは平口だ！」「勝利するのは労働者だ！」とシュプレヒコールをあげました。会社は入口シャッターを固く閉ざし、申し入れに一切応じようとしませんでした。会社のこの不誠実な対応に参加者の怒りはさらに大きくなりました。集会を貫徹し、支部はさらなる闘いに取り組んでいきます。今後もご支援をお願いいたします！

支部は組合つぶしのため会社閉鎖と、生活破壊の時間外手当カットは許さない、と怒りを新たに8月4日の社前抗議集会を地域の仲間を結集して取り組みました。当日は、全国一般の仲間、地域の仲間、全国一般東京東部労組各支部100名が結集し、会社に対し、賃金カットの撤回、不当労働行為をやめろ、組合つぶしの会社閉鎖は許さないと訴え

5・1

白河光タクシーで非正規運転手の組合結成！正社員化要求実現

郡山連帯労組

構造的な低賃金と、労基法を全く無視した無権利状態を強いられてきたタクシー労働者が新たな闘いを開始した。福島県白河市の光タクシー株式会社には約40名のドライバーがいて、半数が1年契約などの非正規労働者である。賃金体系の差別・有給休暇取得拒否・配車差別・専制的業務運営などによって会社は非正規労働者を使い捨てる労務政策を長期間にわたって行ってきた。一方正社員で組織する全自交労組は「会社との協定」を理由に非正規労働者の加入を拒否してきた。

組合員の正社員化を実現したことである。これにより「雇止め恫喝」を会社はできなくなった。賃金差別は当面解消された。しかし課題も山積している。違法な有休取得拒否による損害補償に会社は応じていない。不公平な業務運営・配車差別は解消されず経済的損害を被っている。定年延長問題で賃下げ攻撃を行うとして等々である。分会は腰を据えた闘いを展

開していることとしている。この闘いは波紋を広げた。白河では地域全体のタクシー労働者に話題は広がった。「グループ全体でのタクシー保有台数は県内最大の会社が労基法違反で地検に書類送検」の記事が連帯労組のコメントを含めて新聞各紙に掲載された。他地域・他社タクシー労働者からの相談も寄せられている。これに応える闘いを！と私たちは決意している。

共生ユニオンいわて第6回定期大会開催

7月2日、共生ユニオンいわての第6回定期大会が開催された。今大会の特徴は、今までにない数の労働相談と真剣に格闘してきたことを受けて、活発な討論が交わされた。

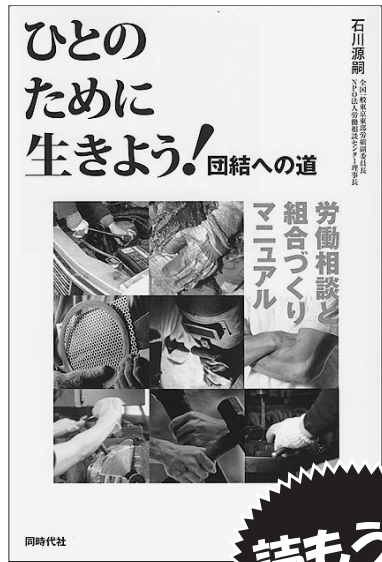
職場閉鎖に伴う解雇通告に対して、宮城合同労組の星野委員長の協力を得て、裁判闘争をする中でほぼ要求に近いものを獲得した例、

労基法に基づいた休業補償を拒否した零細業者を相手に県の労働委員会に調停を申し入れることで一定の要求を獲得した経験などについて、真剣に反省や疑問点が述べられた。

職場が普通存在している現実を踏まえて、闘争の中で新しく加入した仲間を大切にするために学習活動が

『ひとのために生きよう！ 団結への道(石川源嗣著)』を読もう！

本書は、副題にあるように「労働相談と組合づくりマニュアル」として、本年六月に「同時代社」から発行された。著者の石川源嗣



読もう！

(げんじ)さんは、現在は全国一般東京東部労組副委員長、NOP法人労働センタ―理事長を兼任されており、昨年まで全労協常任幹事だった。■本書を貫く問題意識は、時代の閉塞状況を突破しうる「新しい時代の新しい労働運動の構築」ということである、本書はそれに向けたひとつの試論である■と著者はいう。

本書の第一部「新しい労働運動」のなかで、個別労働紛争の激増と集団的労使関係の衰退という現段階を分析しながら、「会社はいつとき、組合は一生」という時代における、労働相談支部活動からはじまる新しい

「送り込み」戦略というものを提起している。また、専従だけの運動形態という手工業性を克服すべく、労働賃権型相談の重点を恒常的組合づくりに設定し、それに対応できる活動家、組織化オルグの育成に主要な力を注がなければならぬ、その一助として第二部「労働組合結成マニュアル」は編集された、と著者は言う。そして何よりも、著者が二〇代後半から金型フライス工労働者の一〇年間を経て、東部労組専従二六年間の経験から「労働と闘争の「現場」を出発点とすること、現場労働者の視点と感性を持ち続けようとするのが、闘いの原点」という言葉にずっしりとした重みがある。ぜひ、すべての組合員が手にして学び、実践に役立てることを期待します。

(本部書記局・池内)

お詫び

機関紙前号に誤りがあり、左記のように訂正してお詫びいたします。

- (正)ユニオンぼちぼち
- (誤)ユニオンぼちぼち